

<<<新旧対照表>>>

○多治見市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年5月15日条例第18号）の一部を改正する条例新旧対照表

部署名：教育総務課

新	旧																		
<p align="center">多治見市学校給食共同調理場設置条例 （設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づく機関として、学校給食の調理を一括処理する共同調理場を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 学校給食の共同調理場（以下「調理場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">名称</th> <th align="center">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多治見市食育センター</td> <td>多治見市姫町6丁目1番地の10</td> </tr> <tr> <td>多治見市養正小学校近接校対応調理場</td> <td>多治見市平野町2丁目80番地</td> </tr> <tr> <td>多治見市昭和小学校近接校対応調理場</td> <td>多治見市平和町4丁目180番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（供給範囲）</p> <p>第3条 調理場において給食を供する学校の範囲は、教育委員会規則で定める。 （職員）</p> <p>第4条 調理場に、場長その他必要な職員を置く。 （委任）</p> <p>第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附 則 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和47年教委告示第12号により、昭和47年7月1日から施行） 附 則（昭和53年3月30日条例第5号）</p> <p>1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。 2 この条例施行後最初に委嘱される多治見市学校給食センター運営委員会委員の任期は、多治見市学校給食センター設置条例第9条の規定にかかわらず、昭和53年6月30日までとする。</p>	名称	位置	多治見市食育センター	多治見市姫町6丁目1番地の10	多治見市養正小学校近接校対応調理場	多治見市平野町2丁目80番地	多治見市昭和小学校近接校対応調理場	多治見市平和町4丁目180番地	<p align="center">多治見市学校給食共同調理場設置条例 （設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づく機関として、学校給食の調理を一括処理する共同調理場を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 学校給食の共同調理場（以下「調理場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">名称</th> <th align="center">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多治見市大畑調理場</td> <td>多治見市大畑町3丁目114番地の2</td> </tr> <tr> <td>多治見市共栄調理場</td> <td>多治見市虎溪山町7丁目4番地の2</td> </tr> <tr> <td>多治見市養正小学校近接校対応調理場</td> <td>多治見市平野町2丁目80番地</td> </tr> <tr> <td>多治見市昭和小学校近接校対応調理場</td> <td>多治見市平和町4丁目180番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（供給範囲）</p> <p>第3条 調理場において給食を供する学校の範囲は、教育委員会規則で定める。 （職員）</p> <p>第4条 調理場に、場長その他必要な職員を置く。 （委任）</p> <p>第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附 則 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和47年教委告示第12号により、昭和47年7月1日から施行） 附 則（昭和53年3月30日条例第5号）</p> <p>1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。 2 この条例施行後最初に委嘱される多治見市学校給食センター運営委員会委員の任期は、多治見市学校給食センター設置条例第9条の規定にかかわらず、昭和53年6月30日までとする。</p>	名称	位置	多治見市大畑調理場	多治見市大畑町3丁目114番地の2	多治見市共栄調理場	多治見市虎溪山町7丁目4番地の2	多治見市養正小学校近接校対応調理場	多治見市平野町2丁目80番地	多治見市昭和小学校近接校対応調理場	多治見市平和町4丁目180番地
名称	位置																		
多治見市食育センター	多治見市姫町6丁目1番地の10																		
多治見市養正小学校近接校対応調理場	多治見市平野町2丁目80番地																		
多治見市昭和小学校近接校対応調理場	多治見市平和町4丁目180番地																		
名称	位置																		
多治見市大畑調理場	多治見市大畑町3丁目114番地の2																		
多治見市共栄調理場	多治見市虎溪山町7丁目4番地の2																		
多治見市養正小学校近接校対応調理場	多治見市平野町2丁目80番地																		
多治見市昭和小学校近接校対応調理場	多治見市平和町4丁目180番地																		

新		旧	
<p>附 則（昭和58年3月19日条例第4号） この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和58年教委規則第4号により、昭和58年8月1日から施行）</p> <p>附 則（平成3年9月30日条例第19号） この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月27日条例第3号） この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年6月29日条例第28号） この条例は、平成21年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月22日条例第6号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。 （後略）</p> <p>附 則（平成25年3月25日条例第4号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年6月24日条例第27号） この条例は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年6月27日条例第31号） この条例は、平成30年8月1日から施行する。</p>		<p>附 則（昭和58年3月19日条例第4号） この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和58年教委規則第4号により、昭和58年8月1日から施行）</p> <p>附 則（平成3年9月30日条例第19号） この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月27日条例第3号） この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年6月29日条例第28号） この条例は、平成21年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月22日条例第6号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。 （後略）</p> <p>附 則（平成25年3月25日条例第4号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年6月24日条例第27号） この条例は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年6月27日条例第31号） この条例は、平成30年8月1日から施行する。</p>	
摘要	改正理由		